参考資料５

◆用語解説

No	用語	解説
1	通学区域（学区）	学校教育法施行令第５条第２項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が２校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、これを受けて市町村教育委員会は就学すべき学校の指定の基準となる通学区域を定め、これに基づき学校の指定を行っている。
2	通学区域制度の弾力的運用	学校指定の変更については、学校教育法施行令第８条に規定されている。さらに、この運用について国から通知等が出されており、平成９年には文部省（現文部科学省）が「通学区域の弾力的運用」を求める通達を出した。これにより、いくつかの学校の中から通いたい学校を選べる学校選択制を導入する自治体も出てきている。
3	市立小・中学校の指定変更就学承認基準（指定変更承認）【横須賀市】	家庭や児童生徒の事情に即し相当な理由と教育委員会が判断した場合、就学する学校の変更をすることができる。この場合、各自治体で学校の変更を認める場合の基準を定めている。本市では、指定変更承認地域、身体的理由、兄弟関係の配慮、いじめ、その他教育的配慮が必要な場合など 12 項目の基準を定めている。
4	市立小・中学校の指定変更承認地域【横須賀市】	主に指定校に隣接した地域のうち、通学距離等を考慮し、教育委員会があらかじめ＜指定変更可能な住所＞＜指定変更できる学校＞を定めることにより、指定校以外の学校に変更できる地域をいう。
5	区域外就学【横須賀市】	学校教育法施行令に基づいて市町村教育委員会の指定した以外の学校に就学すること。市内に住所のある児童・生徒が、国立学校または私立学校に就学する場合に、保護者は区域外就学届を横須賀市教育委員会に提出しなければならない。また、横須賀市から他の市町村が設置している小・中学校へ就学する場合は、他市町村から区域外就学協議書が提出される。他の市町村から横須賀市立の小・中学校に就学する場合には、保護者は横須賀市教育委員会に区域外就学許可申請を提出しなければならない。

6	学校選択制	小学校や中学校へ進学するときに、入学する学校を選ぶことができる制度。同じ市区町村内、指定のブロック域からなど選択方法は自治体によって指定されており、入学前の秋ごろに希望を出す場合が多い。本市では、中学校で実施しており、ブロック選択制と隣接区域選択制を併用している。
7	特認校（特別認定校制度）	特色ある教育活動を展開している学校や豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者、児童・生徒に、一定の条件を付し、趣旨と目的等を十分理解した上で、特別に転入学を認めている制度。一方、大規模校の規模是正のため、大規模校の通学区域内に居住する児童・生徒について他校への変更を認める制度（特別認定地域制度）もある。
8	学級編制の弾力化	公立小・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づき、国の定める１学級40人を標準として各都道府県教育委員会が定めることになっているが、平成13年度から都道府県教委の判断により、同標準数を下回る数を基準として定めることが可能となった。神奈川県では、平成16年度から、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能となっている。
9	少人数指導	基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指して、従来の学級単位とは異なる少人数の学習集団による指導を指す。平成13年３月、「公立義務教育書学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、少人数指導のための教職員の加配措置がとられることとなった。指導形態の工夫はそれぞれの学校の実情に応じて多様であり、個別指導はもとよりグループ別指導、ティーム・ティーチング、習熟度別指導、課題別選択学習、教授メディアの活用等々、創意が求められている。